

地震・津波・大雨・台風、そして日頃の見守りに…

## 地域で避難行動要支援者名簿をご活用ください

## 避難行動要支援者名簿とは？

- 災害発生時に1人で避難するのが困難な方（避難行動要支援者）の名簿です。1年に1回更新しています。
- 名簿の情報は避難支援等関係者に提供し、災害発生時の避難支援や平常時の見守りに活用されます（情報提供に同意していただいた方のみ）。
- この名簿をもとに、災害時避難のための個別計画を地域で作成します。

## 避難行動要支援者に該当する方

①～⑥に該当する方のうち、生活の基盤が自宅にある方が対象です。

- ①要介護認定3～5の方
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の方  
（心臓・腎臓機能障害のみで該当する方は除く）  
視覚・聴覚障害者の方は、等級にかかわらず第1種の手帳をお持ちの方
- ③療育手帳をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑤障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患に該当し、障害福祉サービス等の受給を受けている方
- ⑥前各号に準ずる状態にある方で、町長が必要と認めた方



新規対象者には通知を送付し、避難支援等関係者への名簿提供についての意思を確認します。  
※同意を得られない場合は、避難支援等関係者への情報提供や個別計画の作成は行いません。

## 名簿に記載される情報

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所または居所（実際住んでいる所）
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援を必要とする事由
- ⑦その他避難支援等実施に関し町長が必要と認める事項

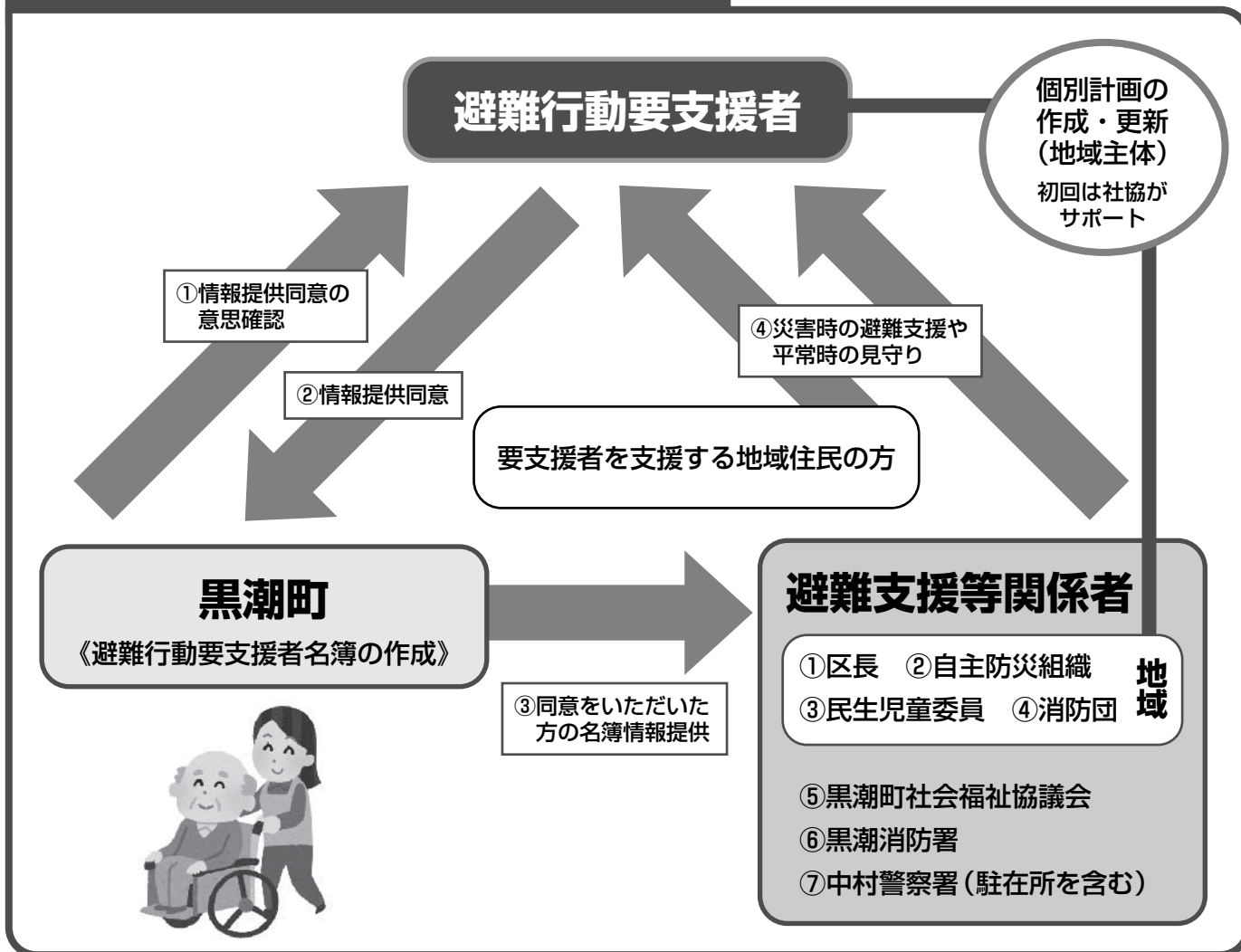
## 名簿の提供先（避難支援等関係者）

- ①区長
- ②自主防災組織
- ③民生児童委員
- ④消防団
- ⑤黒潮町社会福祉協議会
- ⑥黒潮消防署
- ⑦中村警察署（駐在所を含む）

## 個別計画とは？

- 避難行動要支援者（情報提供に同意していただいた方）1人1人について、避難時の支援方法や要配慮事項、要支援者を支援する地域住民の方（避難行動支援者）などを定めた計画です。
- 地域（区長、民生委員、自主防災組織など）主体で個別計画を作成・更新します。
- 初回については、社会福祉協議会が調整役となり、個別計画作成をサポートします。

## 避難行動要支援者名簿と個別計画の仕組み



## 平成29年度の避難行動要支援者名簿を作成します

- 新規の避難行動要支援者の方には、通知および名簿情報提供に関する同意書を12月下旬にお送りします。
- 情報提供同意の意思確認のため、同意書の返送をお願いします。

お問い合わせ先 黒潮町役場 地域包括支援センター ☎0880-43-2240